○総務省農林水産省令第一号
国土交通省

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八号）の施行に伴い、及び過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

過疎地域自立促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令

過疎地域自立促進特別措置法施行規則（平成十二年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「同項第四号中「第四条第二項」とあるのは「第四条第三項の規定により準用する同条第二項」と」の下に「、「平成七年」とあるのは「平成十七年」と」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、平成二十六年四月一日以降に廃置分合等があった場合については、第一項の規定は、同項第一号中「第四条第一項」とあるのは「第四条第四項の規定により準用する同条第一項」と、「〇・四二」とあるのは「〇・四九」と、「〇・七一」とあるのは「〇・六二」と、同項第二号中「第四条第二項」とあるのは「第四条第四項の規定により準用する同条第二項」と、「平成七年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあった場合には、当該国勢調査が行われた年。以下同じ。）」とあるのは「平成二十二年」と、「昭和三十五年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあった場合には、当該国勢調査が行われた年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年）」とあるのは「昭和四十年」と、「昭和四十五年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあった場合には、当該国勢調査が行われた年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年）」とあるのは「昭和六十年」と、同項第四号中「第四条第二項」とあるのは「第四条第四項の規定により準用する同条第二項」と、「平成七年」とあるのは「平成二十二年」とそれぞれ読み替えて適用する。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○総務省農林水産省令第二号
国土交通省

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十条第一項及び第二項、第十一条第一項及び第三項第二号並びに第十三条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、奄美群島振興開発特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

奄美群島振興開発特別措置法施行規則

（交付金事業計画の実績に関する評価）

第一条　鹿児島県は、交付金事業計画の実績に関する評価を当該交付金事業計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに主務大臣の定めるところにより行うものとする。

2　鹿児島県は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するよう努めるものとする。

（産業振興促進計画の認定の申請）

第二条　奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第十一条第一項の規定により認定の申請をしようとする奄美群島市町村は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを主務大臣に提出しなければならない。

一　計画区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び計画区域を表示した付近見取図

二　産業振興促進計画の工程表及びその内容を説明した文書

三　法第十一条第四項第二号又は第三号に掲げる事項を記載している場合には、実施主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

四　法第十一条第五項に規定する同意を得たことを証する書面

五　前各号に掲げるもののほか、主務大臣が必要と認める事項を記載した書類

2　別記第一号様式による申請書に法第十一条第四項第三号に掲げる事項を記載している場合には、前項各号に掲げるもののほか、補助金等交付財産の所在を表示した図面を添付するよう努めるものとする。

（産業振興促進計画の記載事項）

第三条　法第十一条第三項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　産業振興促進計画の名称

二　産業振興促進計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

三　計画区域における産業の振興を促進する上での課題

四　鹿児島県、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項

五　法第十一条第四項第三号に掲げる事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、主務大臣が必要と認める事項

（産業振興促進計画の変更の認定の申請）

第四条　法第十三条第一項の規定により産業振興促進計画の変更の認定を受けようとする奄美群島市町村は、別記第二号様式による申請書に第二条第一項各号に掲げる図書のうち当該産業振興促進計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを主務大臣に提出しなければならない。

（法第十三条第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第五条　法第十三条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二　計画期間の六月以内の変更

三　前二号に掲げるもののほか、産業振興促進計画の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。